

経過措置期限延長

のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記品目について、令和3年12月9日付厚生労働省告示第402号により経過措置期限が令和4年3月31日限りとなっておりましたが、この度経過措置期限が延長されましたので、お知らせ申し上げます。

謹白

記

1. 経過措置期限が延長される品目(令和4年3月4日付官報告示・4月1日適用)

⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」
⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」
⑧セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」
セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「サワイ」
⑧カルボプラチン点滴静注液50mg「サワイ」
カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」
カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」

⑧(統一名で記載されている品目)のため、官報に告示されておませんが、下記の経過措置期限が目安となります。

※なお、代替品を令和3年12月10日に薬価基準収載しました。裏面に対応表を掲載しておりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2. 延長後の経過措置期限(銘柄別収載品目の保険薬価適用期限) 令和5年3月31日限り

【お問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター
フリーダイヤル 0120-381-999

延長後の経過措置期限：令和5年3月31日

代替品対応表

経過措置品目		代替品(令和3年12月10日薬価収載)
⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「サワイ」	➡	⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」
⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「サワイ」	➡	⑧セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」
⑧セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「サワイ」	➡	⑧セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」
セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「サワイ」	➡	セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「SW」
⑧カルボプラチン点滴静注液50mg「サワイ」	➡	⑧カルボプラチン点滴静注液50mg「SW」
カルボプラチン点滴静注液150mg「サワイ」	➡	カルボプラチン点滴静注液150mg「SW」
カルボプラチン点滴静注液450mg「サワイ」	➡	カルボプラチン点滴静注液450mg「SW」

⑧(統一名で収載されている品目)は、官報には告示されておられません。

統一名で収載されている経過措置品目は、令和5年4月1日以降も統一名のレセプト電算処理システムコードでの請求が可能です。銘柄別で収載されている品目の経過措置期限は令和5年3月31日限りとなりますので、それまでに代替品に切り替えていただくようお願い致します。